

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示

(昭和29年7月1日公委告示第1号)

[沿革] 昭和37年4月公委告示第3号、38年4月第6号、39年4月第5号、40年4月第7号、42年4月第9号、44年3月第17号、46年3月第16号、47年3月第24号、48年4月第18号、49年11月第53号、50年4月第21号、51年4月第34号、10月第75号、52年4月第25号、9月第55号、53年3月第20号、54年1月第6号、3月第21号、55年3月第16号、第19号、56年3月第20号、57年3月第18号、59年4月第37号、60年4月第31号、第33号、61年1月第5号、4月第43号、62年6月第67号、63年5月第58号、平成元年6月第74号、2年7月第71号、3年5月第59号、4年4月第45号、5年5月第44号、7年4月第28号、8年5月第43号、9年5月第41号、10年4月第32号、11年4月第32号、12年4月第30号、13年4月第37号、14年4月第35号、15年4月第38号、16年4月第53号、17年4月第49号、18年4月第55号、26年4月第39号改正

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、一日当たり1,201円とする。ただし、疾病その他特別の事由のあるときは、奈良県警察本部長は、これを増額することができる。

附 則

この告示は、昭和29年7月1日から施行する。

[昭和37年4月20日公委告示第3号前文抄]

昭和37年4月1日から適用する。

附 則 (昭和38年4月23日公委告示第6号)

この告示は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年4月10日公委告示第5号)

この告示は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和40年4月20日公委告示第7号)

この告示は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年4月25日公委告示第9号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年3月27日公委告示第17号)

この告示は、昭和44年4月1日から施行する。

[昭和46年3月12日公委告示第16号前文抄]

昭和46年4月1日から施行する。

[昭和47年3月31日公委告示第24号前文抄]

昭和47年4月1日から施行する。

〔昭和48年4月1日公委告示第18号前文抄〕

昭和48年4月1日から施行する。

〔昭和49年11月8日公委告示第53号前文抄〕

昭和49年11月1日から適用する。

〔昭和50年4月9日公委告示第21号前文抄〕

昭和50年4月1日から適用する。

〔昭和51年4月23日公委告示第34号前文抄〕

昭和51年4月1日から適用する。

〔昭和51年10月19日公委告示第75号前文抄〕

昭和51年9月1日から適用する。

〔昭和52年4月15日公委告示第25号前文抄〕

昭和52年4月1日から適用する。

〔昭和52年9月5日公委告示第55号前文抄〕

昭和52年9月1日から適用する。

〔昭和53年3月23日公委告示第20号前文抄〕

昭和53年4月1日から施行する。

〔昭和54年1月25日公委告示第6号前文抄〕

昭和54年2月1日から施行する。

〔昭和54年3月22日公委告示第21号前文抄〕

昭和54年4月1日から施行する。

〔昭和55年3月7日公委告示第16号前文抄〕

昭和55年2月1日から適用する。

〔昭和55年3月21日公委告示第19号前文抄〕

昭和55年4月1日から施行する。

〔昭和56年3月27日公委告示第20号前文抄〕

昭和56年4月1日から施行する。

〔昭和57年3月23日公委告示第18号前文抄〕

昭和57年4月1日から施行する。

〔昭和59年4月13日公委告示第37号前文抄〕

昭和59年4月1日から適用する。

〔昭和60年4月2日公委告示第31号前文抄〕

昭和60年2月25日から適用する。

〔昭和60年4月5日公委告示第33号前文抄〕

昭和60年4月1日から適用する。

〔昭和61年1月31日公委告示第5号前文抄〕

昭和61年2月1日から適用する。

〔昭和61年4月25日公委告示第43号前文抄〕

昭和61年4月1日から適用する。

〔昭和62年6月12日公委告示第67号前文抄〕

昭和62年4月1日から適用する。

〔昭和63年5月31日公委告示第58号前文抄〕

昭和63年4月1日から適用する。

〔平成元年6月27日公委告示第74号前文抄〕

平成元年4月1日から適用する。

〔平成2年7月20日公委告示第71号前文抄〕

平成2年4月1日から適用する。

〔平成3年5月21日公委告示第59号前文抄〕

平成3年4月1日から適用する。

〔平成4年4月21日公委告示第45号前文抄〕

平成4年4月1日から適用する。

〔平成5年5月21日公委告示第44号前文抄〕

平成5年4月1日から適用する。

〔平成7年4月28日公委告示第28号前文抄〕

平成7年4月1日から適用する。

〔平成8年5月31日公委告示第43号前文抄〕

平成8年4月1日から適用する。

〔平成9年5月23日公委告示第41号前文抄〕

平成9年4月1日から適用する。

〔平成10年4月24日公委告示第32号前文抄〕

平成10年4月1日から適用する。

〔平成11年4月13日公委告示第32号前文抄〕

平成11年4月1日から適用する。

〔平成12年4月14日公委告示第30号前文抄〕

平成12年4月1日から適用する。

〔平成13年4月13日公委告示第37号前文抄〕

平成13年4月1日から適用する。

〔平成14年4月19日公委告示第35号前文抄〕

平成14年4月1日から適用する。

〔平成15年4月22日公委告示第38号前文抄〕

平成15年4月1日から適用する。

〔平成16年4月23日公委告示第53号前文抄〕

平成16年4月1日から適用する。

〔平成17年4月15日公委告示第49号前文抄〕

平成17年4月1日から適用する。

〔平成18年4月14日公委告示第55号前文抄〕

平成18年4月1日から適用する。

〔平成26年4月22日公委告示第39号〕

平成26年4月1日から適用する。